

2015年5月11日

各位

本社所在地 大阪市中央区十二軒町 5-12
上場会社名 株式会社 マンダム
代表者名 社長執行役員 西村元延
証券コード 4917 東証第1部
問い合わせ先 広報 IR 室長 重村勝俊
(TEL.06-6767-5020)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月11日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第98期定時株主総会にて下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、これに合わせて、定款第24条(取締役の責任免除)および第32条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第24条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に <u>社外</u> 取締役の当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または会社法が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第24条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に当該取締役の当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または会社法が規定する額のいずれか高い額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 <条文省略></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に社外監査役</u>の当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または会社法が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 <現行どおり></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に監査役の当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または会社法が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 23 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日)

以 上